令和　年　月　日

●●県●●市●●●丁目●番●号

●●　●●様

愛知県新城市●●●字●●　●番地●

●●　●●

通知書

貴殿が所有する土地（愛知県新城市●●字●●番地●。以下「本件土地」といいます。）の【東西南北】部分にある木の枝（以下「本件枝」といいます。）が、当方の土地（愛知県新城市●●●字●●●番地●。以下同じ。）の【東西南北】部分に越境している状態です。

本件枝の越境により、当方の土地への日照が妨げられており、景観も悪化しています。他にも●という被害が生じています。このままですと、枝は伸びるばかりで、被害が悪化する一途です。

つきましては、民法２３３条第３項第１号に基づき、当方は、貴殿に対し、本書をもって本件枝の当方の土地への越境部分を切除するよう求めます。期限は、本書の発送日（頭書記載の日付）から２週間以内（以下「本件期限」といいます。）でお願いいたします。貴殿にて本件枝の切除が終わりましたら、当方まで速やかにご連絡いただけますと幸いです。他方で、貴殿にて切除を行う意向があるものの、本件期限内に対応が難しい場合は、その旨及び本件期限までに対応が難しい理由をご連絡ください。

なお、本件期限までにご対応をいただけない場合、誠に不本意ながら、本件枝の当方の土地への越境部分を切除するために、本件土地の【立入り部分が必要な部分】に【令和●年●月●日●時頃】、【私／剪定業者】が立入り、当該越境部分を切除させていただきたく存じます。当該切除に係る費用の一切は貴殿に請求させていただきますのでご承知おきください。

※本書は、あくまでも記載例の一つであり、実際に通知書を送る際は、●部分や【　】部分以外を含め、状況に応じて内容を修正する必要があります。なお、本書の利用によって何らかの損害が発生した場合、当市は一切の責任を負いません。